第二十五条の十の五第三項第三号中「若しくは出資又は同号」を「（出資を含む。第六号を除き、以下この項において同じ。）又は同条第十四項第七号」に、「若しくは出資又は合併親法人株式」を「又は合併親法人株式」に改め、同項第五号中「（同号に規定する株式をいう。以下この号において同じ。）又は同項第九号」を「又は同号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　当該出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託がされている上場株式等を発行した法第三十七条の十第三項第三号に規定する法人の行つた第二十五条の十の二第十四項第九号の二に規定する株式分配により取得する同号に規定する完全子法人の株式で、当該完全子法人の株式の当該出国口座への受入れを、当該振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は保管の委託をする方法により行うもの

第二十五条の十の十第七項中「、特定口座年間取引報告書」の下に「又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面」を加え、「特定口座年間取引報告書及びこれらの特定口座年間取引報告書の」を「これらの書類及びその」に、「同項」を「第二十五条の九第十三項において準用する第二十五条の八第十四項」に改める。

第二十五条の十一第四項及び第五項中「第百二十条第四項」を「第百二十条第六項」に改め、同条第六項の表第十六項の表第十一条の二第二項、第十七条第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号イ、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項の項の項中「第十七条第五号」を「第十七条第四項第五号」に改める。

第二十五条の十一の二第十四項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第二十項の表第十一条の二第二項及び第十七条第五号の項中「第十七条第五号」を「第十七条第四項第五号」に改め、同表第二百六十二条第五項の項中「報告書」を「報告書又は当該報告書に記載すべき事項を記録した第二項に規定する電子証明書等に係る第一項に規定する電磁的記録印刷書面」に改める。

第二十五条の十二の二第一項第一号中「、次号」を「、同号」に改め、同条第十九項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第二十四項の表第十一条の二第二項及び第十七条第五号の項中「第十七条第五号」を「第十七条第四項第五号」に改め、同表第二百六十二条第五項の項中「報告書」を「報告書又は当該報告書に記載すべき事項を記録した第二項に規定する電子証明書等に係る第一項に規定する電磁的記録印刷書面」に改める。

第二十五条の十三第一項中「（法第三十七条の十四第一項第一号イ」に、「同条第一項各号」を「同号イからハまで」に改め、同条第五項中「第三十七条の十四第五項第一号」を「第三十七条の十四第一項」に、「営業所（同項）」を「営業所（同項）に、「同号の」を「法第三十七条の十四第五項第一号の」に、「第三十七条の十四第五項第三号」を「第三十七条の十四第五項第六号」に、「第十七項及び第十八項」を「第二十四項及び第二十五項」に、「第三十七条の十四第五項第四号」を「第三十七条の十四第五項第七号」に、「非課税管理勘定廃止通知書」を「勘定廃止通知書」に、「同項第五号」を「同項第八号」に改め、「同条第五項第二号イ」の下に「若しくは口又は第四号イ」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に、「第九項第一号及び第十項」を「第九項第二号を除き、以下この条及び次条第一項」に、「いう。）に」を「いう。）又は法第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定（以下この条及び次条第一項において「累積投資勘定」という。）に」に改め、同条第七項第二号中「第三十七条の十第三項第三号」を「第三十七条の十第三項第四号」に改め、同条第八項中「、非課税口座」を「、非課税管理勘定」に、「第十項各号」を「非課税管理勘定から当該非課税管理勘定が設けられている同条第五項第二号の口座に係る他の年分の非課税管理勘定への移管に係るもの、第十一項各号」に改め、「特定口座」の下に「（第十七項第一号において「特定口座」という。）」を加え、「非課税口座を開設され」を「非課税管理勘定が設けられている法第三十七条の十四第五項第二号の口座を開設され」に、「非課税口座を開設し」を「口座を開設し」に改め、「含む。以下この項」の下に「及び第十七項第一号」を加え、「非課税口座に」を「口座に」に、「法第三十七条の十四第四項」を「同条第四項」に改め、同条第九項第一号中「を提出して」を「の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供で、その者の署名用電子証明書等（同条第七項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち財務省令で定めるもの（次号、第十四項第一号及び第二十五条の十三の八第三項において「特定署名用電子証明書等」という。）の送信と併せて行われるものを含む。）をして」に改め、同項第二号中「同号」を「同項第三号」に、「を提出して」を「の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供で、その者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。）をして」に改め、同条第二十五項を同条第三十二項とし、同条第二十四項中「第二十一項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十一項を同条第二十八項とし、同条第二十項中「第十五項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十四項本文、第十七項第二号イ、第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十八項中「第十六項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十六項を同条第二十三項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第二十項」に、「第十七項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項中「同条第五項第三号」を「同条第五項第六号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項中「国内に住所を有しない者にあつては、同項第一号に規定する財務省令で定める場所。次項を除き、以下この条及び次条において同じ。」を削り、「第十六項」を「第二十三項」に改め、「法第三十七条の十四第七項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第十二項中「第三十七条の十四第五項第六号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の六項を加える。

13　法第三十七条の十四第五項第四号に規定する政令で定める要件は、同条第一項第二号イ及びロに掲げる上場株式等で公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権であるものの投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款（当該証券投資信託が外国投資信託（同法第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に次の定めがあることその他内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件とする。

一　信託契約期間を定めないこと又は二十年以上の信託契約期間が定められていること。

二　信託財産は、安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的により投資する場合を除き、法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行わないこととされていること。

三　収益の分配は、一月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、信託の計算期間（当該証券投資信託が外国投資信託である場合には、収益の分配に係る計算期間）ごとに行うこととされていること。

14　法第三十七条の十四第五項第四号の口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所の長は、当該口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から提出を受けた当該口座に係る非課税口座開設届出書に記載された氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、同条第六項第一号に規定する財務省令で定める場所。第十九項及び第二十一項を除き、以下この条及び次条において同じ。）（当該非課税口座開設届出書の提出後、当該氏名又は住所の変更に係る次条第一項後段に規定する非課税口座異動届出書（以下この項及び第十七項第二号ロにおいて「非課税口座異動届出書」という。）の提出（次条第一項に規定する提出をいう。以下この項及び